

ビジネスデビットカード取扱規則

制定 令和4年10月1日

最近改正 令和4年10月1日

(目的)

第1条 この取扱規則は、勸永町内会（以下「本会」という。）が保有するビジネスデビットカードについて適正な取扱いを確保することを目的として定める。

(周知)

第2条 本会は、この取扱規則を、電磁的公示方法により会員に周知する。

(管理者)

第3条 本会における、ビジネスデビットカードの管理者は会長及び会計理事とする。

(取扱者)

第4条 本会における、ビジネスデビットカードの取扱者は理事とする。

(配付)

第5条 ビジネスデビットカードは、各部において定めた代表者に対し1枚まで配布することができる。

- (2) 各部に配付されるビジネスデビットカードの限度額は5万円とする。
- (3) 会計に配付されるビジネスデビットカードの限度額は10万円とする。
- (4) 所定の枚数を超えて発行が必要となり場合は、管理者の承認を得る。

(利用)

第6条 ビジネスデビットカードの利用は各部に配分される予算に応じ利用可能とする。

- (2) ビジネスデビットカードが配付されている場合は、優先してビジネスデビットカードを支払方法とする。
- (3) 利用した総額が月3万円を超過する場合は、会長又は会計に事前承認を得る。
- (4) 1回に1万円を超える決済を行う場合は、会長又は会計に事前承認を得る。
- (5) ビジネスデビットカードで誤って私物を購入した場合は、現金で同額を相殺する。

(返却)

第7条 ビジネスデビットカードは、管理者に直接返却するものとし、郵送及びそれ以外の者に返却してはならない。

- (2) ビジネスデビットカードは、以下に掲げる各号に該当する場合、速やかに返却しなければならない。

- (一) 理事を退任するとき
- (二) ビジネスデビットカードの有効期限に達したとき
- (三) 管理者による返却の要請があったとき
- (四) ビジネスデビットカードの発行者による返却要求があったとき

(附則)

この取扱規則は、令和4年10月1日から施行します。